

## 国民保護法における市町村の事務（抜粋）

### 第1章 総則

（市町村の実施する国民保護のための措置）

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

（都道府県知事に対する国民の保護のための措置の実施に必要な要請）

4 第1項及び第2項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な要請をすることができる。

（都道府県知事に対する指定行政機関の長等への要請の要求）

5 第1項及び第2項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

（他の市町村長等に対する応援の要求、応援）

第17条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（都道府県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣に係る都道府県知事に対する要請の求め、防衛庁長官への連絡）

第20条 市町村長は当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官に連絡することができる。この場合において、防衛庁長官は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関に対する応援、要請）

### 第21条

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

（国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行う旨の内閣総理大臣への要請）

### 第26条

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第1項（市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定）の指定を行うよう要請す

ることができる。

(市町村国民保護対策本部の設置)

第27条 第25条第2項の規定(市町村国民保護対策本部の設置の通知)による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第34条第1項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部及び市町村国民保護対策本部を設置しなければならない。

(市町村国民保護対策本部の本部員の任命)

第28条

4 市町村対策本部の本部員を置き、次の掲げる者をもって充てる。

一 助役

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

(市町村国民保護対策本部の副本部長の指名)

第28条

5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

(現地対策本部の設置)

第28条

8 都道府県知事又は市町村長は、第34条第1項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整)

第29条

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

(都道府県対策本部長に対する総合調整の要請)

第29条

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

(都道府県対策本部長に対する対策本部長への総合調整の要請の要求)

第29条

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する国民の保護のための措置に関する第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

(都道府県対策本部長に対する総合調整を行うための情報の提供の要求)

第29条

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第1項又は第5項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(関係機関に対する総合調整を行うための措置の実施状況についての報告又は資料の提出の要求)

第29条

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第1項又は第5項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求めることができる。

(市町村の教育委員会に対する必要な措置の実施の要求)

第29条

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察

及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市町村対策本部の廃止)

第30条 第25条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(市町村対策本部に関する条例の制定)

第31条 第27条(対策本部の設置及び所掌事務)、第28条(対策本部の組織)

第29条(対策本部長の権限)、第30条(対策本部の廃止)に規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成のための資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力)

第33条

6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳情その他必要な協力を求めることができる。

(市町村の国民の保護に関する計画の作成)

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る関係市町村長の意見の聴取)

第35条

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

8 第3項から前項までに規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議)

第35条

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8 第3項から前項までに規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る議会への報告及び要旨の公表)

第35条

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

8 第3項から前項までに規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画を作成するための関係機関への協力の要求)

第35条

7 第33条第6項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

(市町村国民保護協議会の設置)

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会を置く。

(市町村国民保護協議会への市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更の諮問)

第39条

3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(市町村国民保護協議会の委員の任命)

第40条

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
- 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。)
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の助役
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
  - 六 当該市町村の職員(前2号の掲げる者を除く。)
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

(市町村国民保護協議会の専門委員の設置及び任命)

第40条

- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第38条第7項(都道府県の専門委員の任命)の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第7項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(市町村国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例の制定)

第40条

- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のための組織の整備並びに職員の配置及びサービスの基準の策定)

- 第41条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関の長等」という。)は、それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(国民の保護のための措置についての訓練の実施)

- 第42条 指定行政機関の長等は、それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

## 第2章 住民の避難に関する措置

(住民に対する警報の伝達、関係機関への通知等)

- 第47条 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(住民に対する避難の指示の経由)

- 第54条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(避難住民の受入れ)

第54条

- 6 市町村長は、前項の規定(都道府県知事からの避難先地域を管轄する市町村長への通知)による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受

け入れるものとする。

( 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ )

#### 第 5 8 条

6 第 5 4 条第 6 項の規定、市町村長が第 3 項の規定による通知を受けた場合について準用する。

( 避難要領の策定、住民への伝達及び関係機関への通知 )

第 6 1 条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

4 第 4 7 条第 2 項の規定 ( 警報の伝達 ) は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

( 避難住民の誘導 )

第 6 2 条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

( 避難住民の誘導に関する消防組合の管理者又は長に対する消防長、消防団長への指示の要求 )

#### 第 6 2 条

4 第 2 項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合に管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。

( 避難住民の誘導に関する消防事務を受託した市町村長に対する消防長、消防団長への指示の要求 )

#### 第 6 2 条

5 前 3 項の規定 ( 消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動 ) は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。

( 警察署等に対する警察官等による避難住民の誘導の要請及び都道府県知事への通知 )

第 6 3 条 前項第 1 項の場合 ( 市町村長が行う避難住民の誘導 ) において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等または自衛隊法第 7 6 条第 1 項 ( 防衛出動 )、第 7 8 条第 1 項 ( 命令による治安出動 ) 若しくは第 8 1 条第 2 項 ( 要請による治安出動 ) の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 7 7 条の 3 第 1 項 ( 防衛出動下令前の行動関連措置 ) の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 ( 政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。 ) に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

( 避難住民を誘導する者による警告、指示 )

第 6 6 条 避難住民を誘導する警察官等又は第 6 2 条第 1 項若しくは第 2 項 ( 同条第 5 項において準用する場合を含む。 ) の規定 ( 市町村長による避難住民の誘導、消防関係者に指揮 ) により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

( 避難住民の復帰のための措置 )

第 6 9 条 市町村長は、第 5 5 条第 1 項又は第 2 項の規定 ( 避難指示の解除 ) により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

2 第 6 2 条 ( 市町村長による避難住民の誘導 ) 及び第 6 7 条 ( 第 5 項を除く。 ) ( 都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置 ) の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。この場合において、第 6 2 条第 1 項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第 2 項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

( 指定公共機関又は指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め )

第 7 1 条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又

は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する地道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

（避難住民の運送に係る総合調整のための通知）

第72条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第1項の規定（避難民の運送）による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

### 第3章 避難住民等の救援に関する措置

（救援の実施又は都道府県知事が行う救援の補助）

第76条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

（指定公共機関又は指定地方公共機関への緊急物資の輸送の要求）

第79条 指定行政機関の長若しくは指定地方公共機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（次項第155条第1項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

（安否情報の収集及び整理）（安否情報の都道府県知事に対する報告）

第94条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

（安否情報の提供）

第95条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

（日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集への協力）

第96条

2 総務大臣及び地方公共団体の長は前項の規定（日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。）により、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 前第2項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

### 第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置

（武力攻撃災害への対処に関する措置の実施）

第97条

2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。（都道府県知事に対する武力攻撃災害の兆候に係る緊急通報の通知）

第98条

3 市町村長は、前2項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（緊急通報の住民等への伝達及び関係起案への通知）

#### 第100条

- 2 第47条の規定（警報の伝達等）は、市町村長が前項の規定（都道府県知事の緊急通報の発令）による通知を受けた場合について準用する。  
（生活関連等施設の安全確保のために必要な措置の実施）

#### 第102条

- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれの国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。  
（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止のため必要な措置の実施）

- 第103条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものに係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律其他法令の規定に基づき、それぞれの国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。  
（危険物質等に係る警備の強化の求め、措置命令、管理状況の報告の要求）

#### 第103条

- 2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を扱う者（次項及び第4項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。
- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
  - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
  - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- 4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。  
（指定行政機関の長に対する武力攻撃原子力災害の通報）

#### 第105条

- 3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場所にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第1項に規定する事実があると認めるときは、それぞれの国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。  
（放射性物質等による汚染の拡大の防止への協力）

#### 第107条

- 3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。  
（汚染の拡大の防止に関する措置）

#### 第108条

- 2 前項の規定（汚染拡大防止の措置）は、前条第3条の規定（都道府県知事からの要請）により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。  
（設備又は物件の除去、保安等の事前措置の実施、警察署長等に対する実施の要請）

- 第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、第1項の規定による指示をすることができる。この場合においては、前項後段の規定（市町村長への通知）を準用する。

（退避の指示、退避先の指示及び都道府県知事への通知）

第112条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第4項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。

2 前項の規定による指示（以下この条において「退避の指示」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その退避先を指示することができる。

3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（退避の必要がなくなった旨の公示）

第112条

4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

（土地、建物その他の工作物等の一時使用又は土石竹木その他の物件の使用若しくは収用、工作物の除去、保管）

第113条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障になるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

（工作物等を保管したときの公示）

第113条

4 災害対策基本法第64条第3項から第6項までの規定は、第2項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「市町村長」とあるは、市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。

（警戒区域の設定、警戒区域への立入の制限若しくは禁止又は退去の命令）

第114条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

（廃棄物処理業の許可の特例）

第124条

3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第7条第1項本文若しくは第6項本文、第14条第1項本文若しくは第6項本文又は第14条の4第1項本文若しくは第6項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

（廃棄物処理に係る指示）

第124条

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

（被災情報の収集及び関係機関の被災情報の収集への協力）

第126条 指定行政機関の長等は、それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務



計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報の収集に努めなければならない。

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の都道府県知事への報告)

第127条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第1項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

## 第5章 国民生活の安定に関する措置等

(生活関連物資等の価値安定措置)

第129条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれの国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(管理する施設及び設備の応急の復旧のため必要な措置)

第139条 指定行政機関の長等は、その管理する施設又は設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 復旧、備蓄その他の措置

(武力攻撃災害の復旧)

第141条 指定行政機関の長等は、それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(住民の避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第142条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれの国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(他の市町村から受け入れた避難民への備蓄物資の供給等)

第143条 都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

(国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄等)

第145条 指定行政機関の長等は、第142条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(特殊標章等の交付又は使用許可)

### 第158条

2 次の各号に掲げる者は、武力攻撃事態等においては、前項の規定(何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章又は身分証明書をみだりに使用してはならない。)にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの(指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。)又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員

二 都道府県知事 当該都道府県の職員(次号及び5号に定める職員を除く。)

三 警視總監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員

四 市町村長 当該市町村の職員(次号及び第6号に定める職員を除く。)

五 消防長 その所轄の消防職員

六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

## 第7章 財政上の措置等

(特定物資の収用等、土地等の使用、工作物等の除去等の処分が行われたときの損失補償)

第159条 国及び地方公共団体は、第81条(物資の売渡しの要請等)第2項、第3項若しくは第4項(同条第1項に係る部分を除く。)第82条(土地等の使用)、第113条(応急公用負担等)第1項若しくは第3項(同条第1項に係る部分に限る。)同条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災害対策基本法第64条第7項若しくは第8項、第125条第4項又は第155条第2項において準用する同法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(誘導、救援、武力攻撃災害への対処に関する措置又は保健衛生の確保のための協力をした者が死亡したとき等の損害の補償)

第160条 国及び地方公共団体は、第70条(避難住民の誘導への協力)第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第80条(救援への協力)第1項、第115条(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)第1項又は第123条(保健衛生の確保への協力)第1項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁等)

第164条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

第165条 第12条第1項(他の都道府県知事等に対する応援の要求)、第17条第1項(他の市町村長等に対する応援の要求)、第18条第1項(都道府県知事等に対する応援の要求)、第86条(厚生労働大臣の応援の指示)又は第119条(消防の応援等に関する消防庁長官等の応援に指示)の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

### 第167条

2 都道府県知事は、第76条(市町村長による救援の実施等)第1項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援に実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

## 第8章 緊急対処事態に対処するための措置

(緊急対処保護措置の実施)

第178条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(第183条の規定により準用された規定に基づく事務のうち市町村長の事務)

第20条第1項、第2項 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め

第26条 指定の要請

第27条第1項 都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務

第28条第1項 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織

第29条第8項 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限

第29条第8項 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限

第30条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止

第31条 条例の委任

第47条第1項 市町村長による警報の伝達等

第58条第6項 都道府県の区域を越える住民の避難

第61条第4項 避難実施要領

第63条第1項 警察官等による避難住民の誘導等

- 第 6 6 条第 1 項 避難住民を誘導する者による警告、指示等)
- 第 6 9 条第 1 項、第 2 項 避難住民の復歸のための措置
- 第 7 1 条第 1 項 避難住民の運送の求め
- 第 7 2 条 避難住民の運送に係る総合調整のための通知
- 第 7 9 条第 1 項 緊急物資の運送
- 第 9 4 条第 1 項 市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集
- 第 9 6 条第 3 項 外国人に関する安否情報
- 第 9 8 条第 3 項 発見者の通報義務等
- 第 1 0 0 条第 2 項 関係機関への緊急通報の通知等
- 第 1 0 2 条第 3 項 生活関連等施設の安全確保
- 第 1 0 3 条第 1 項、第 3 項 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
- 第 1 0 8 条第 2 項 放射性物質等による汚染の拡大の防止
- 第 1 1 1 条第 1 項 市町村長の事前措置等
- 第 1 1 2 条第 1 項 市町村長の避難の措置等
- 第 1 1 3 条第 1 項、第 2 項 応急公費負担等
- 第 1 1 4 条第 1 項 警戒区域の設定
- 第 1 2 6 条第 1 項 被災情報の収集
- 第 1 3 9 条 応急の復旧
- 第 1 4 1 条 武力攻撃災害の復旧
- 第 1 5 9 条第 1 項 損失補償等
- 第 1 6 0 条第 1 項 損害補償
- 第 1 6 5 条第 1 項 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁
- 第 1 6 7 条 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁